

入 札 説 明 書

微小粒子状物質（PM_{2.5}）炭素成分分析業務

- I 入札説明書・・・・・・・・・・ 1～4
- II 提出書類一覧表・・・・・・・・ 5～7
- III 入札書・委任状・・・・・・・・ 8～11
- IV 仕様書に関する質問書・・・・ 12
- V 契約書（案）・・・・・・・・・・ 13～14

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
微小粒子状物質（PM_{2.5}）炭素成分分析業務
- (2) 業務概要
令和6年度微小粒子状物質（PM_{2.5}）炭素成分分析業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務委託期間
契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 入札参加者に必要な資格等について

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- (3) 計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明事業（濃度）の登録を行っている者であること。
- (4) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の有機炭素（OC₁、OC₂、OC₃、OC₄）、元素状炭素（EC₁、EC₂、EC₃）及び炭化補正量（OC_{pyro}）について、環境省が定めた「微小粒子状物質（PM_{2.5}）成分分析ガイドライン」に基づく手法による分析実績を有する者であること。
- (5) (3) (4) に該当する者であって、5に示す一般競争入札参加資格審査申請書等を提出期限までに提出場所へ提出し、審査の結果「適合」と認められた者。
- (6) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (7) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

所在地 徳島市新蔵町3丁目80番地 徳島保健所庁舎 2階
所属名 徳島県立保健製薬環境センター 総務企画担当

4 問い合わせ等について

- (1) この入札についての問い合わせ先
所在地 徳島市新蔵町3丁目80番地 徳島保健所庁舎 2階
所属名 徳島県立保健製薬環境センター 総務企画担当
電話番号 088-625-7751
ファクシミリ番号 088-625-1732
電子メールアドレス hokenseiyakukankyousenta@pref.tokushima.lg.jp
- (2) 問い合わせについての受付期間
問い合わせについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。
ファクシミリについては、別紙「仕様書に関する質問書」を使用して問い合わせを行うこと。
なお、期間については、おおむね一般競争入札参加資格審査申請書等の提出期限の3日前までとする。
これ以降の問い合わせについては、回答できない場合がある。

5 一般競争入札参加資格の審査について

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、2の(3)(4)に掲げる資格に適合するかどうかの審査を次の(2)により申請しなければならない。
審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた一般競争入札参加資格審査申請書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。
なお、県から一般競争入札参加資格審査申請書等に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書等の提出期限、提出場所及び方法
- ① 提出期限
令和6年5月14日(火曜日) 午後5時
 - ② 提出場所
所在地 徳島市新蔵町3丁目80番地 徳島保健所庁舎 2階
所属名 徳島県立保健製薬環境センター 総務企画担当
 - ③ 提出方法
持参又は郵送(郵送による場合は郵便書留とし、提出期限までに必着のこと)

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札執行の日時及び場所
- ① 日時
令和6年5月20日(月曜日) 午前10時30分
 - ② 場所
徳島市新蔵町3丁目80番地 徳島保健所庁舎 4階
徳島県立保健製薬環境センター 書庫
 - ③ 入札書の提出方法
持参
- (2) 入札の方法等
- ① 入札の方法
「微小粒子状物質(PM_{2.5})炭素成分分析業務」の総価で行う。
 - ② 入札書の作成、提出等
入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。
ア 入札書には、入札金額、入札業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
「入札金額」は、「微小粒子状物質(PM_{2.5})炭素成分分析業務」の総価を記載すること。
代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
エ 「入札業務名」は、業務名を明確に記載すること。
オ 入札参加者は、入札業務、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。
この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

- カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
- (ア) 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。
- (イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。
- キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
- ク 5の一般競争入札参加資格審査申請書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した業務を履行することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。
この場合において、提出された一般競争入札参加資格審査申請書等は返却しない。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。
- ② 記名のない入札。
- ③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札物件」で物件名の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④ 同一事項に対してした2通以上の入札。
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札。
- ⑦ 郵便によりした入札。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の一般競争入札参加資格審査申請書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した条件を満たした者であつて、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。

この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島市新蔵町3丁目80番地 徳島保健所庁舎 2階
所属名 徳島県立保健製薬環境センター 総務企画担当

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、「Ⅱ提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、身分証明書等（顔写真入り）の提示を求めるので、必ず持参すること。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

また、入札事務の適正化を図るため、徳島県情報公開条例に基づく文書公開の請求があった場合には、入札代理人の氏名及び印影を公開することとしますのであらかじめご承知おきください。

II 提出書類一覧表

1 一般競争入札参加資格審査申請書等提出時

(1) 一般競争入札参加資格審査申請書 1通

一般競争入札参加資格審査申請書等には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

(2) 契約履行実績調書 1部

微小粒子状物質（PM_{2.5}）の有機炭素（OC₁、OC₂、OC₃、OC₄）、元素状炭素（EC₁、EC₂、EC₃）及び炭化補正量（OC_{pyro}）について、環境省が定めた「微小粒子状物質（PM_{2.5}）成分分析ガイドライン」に基づく手法による分析実績を記載すること。

また、記載した契約に係る契約書の写し及び仕様書（対象業務が判る部分の抜粋可）を添付すること。

(3) 計量証明事業（濃度）の登録を証する書類の写し 1部

計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明事業（濃度）の登録を行っている者であることを証する書類の写し。

2 入札書提出時

(1) 入札書 1通

入札書を封書に入れ「入札案件 微小粒子状物質（PM_{2.5}）炭素成分分析業務」を記載すること。

(2) 委任状（代理人が入札する場合） 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

(1) 入札書及び封書の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

徳島県立保健製薬環境センター所長 殿

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

連絡先(担当者・TEL)

令和6年4月25日付けで入札公告のありました次の業務に係る一般競争入札に参加したいので参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名

微小粒子状物質（PM_{2.5}）炭素成分分析業務

2 添付書類

契約履行実績調書 1部

計量証明事業（濃度）の登録を証する書類の写し 1部

契約履行実績調書

徳島県立保健製薬環境センター所長 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

次の契約を履行いたしました。

委託業務名	履行内容	契約年月日	契約期間

【記載上の注意】

- ※ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の有機炭素（OC₁、OC₂、OC₃、OC₄）、元素炭素（EC₁、EC₂、EC₃）及び炭化補正量（OC_{pyro}）について、環境省が定めた「微小粒子状物質（PM_{2.5}）成分分析ガイドライン」に基づく手法による分析実績について記載すること。
- ※ 記載した契約に係る契約書の写し及び仕様書（対象業務が判る部分の抜粋可）を添付すること。

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札業務名 微小粒子状物質（PM_{2.5}）炭素成分分析業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県立保健製薬環境センター所長 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

入 札 書

入札金額

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 役職名 徳島 太郎

徳島県立保健製薬環境センター所長 殿

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないものなど

¥マークを付すこと(無い場合は無効)

■ 代理人が入札するとき

入 札 書

入札金額

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

入札物件 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 役職名 徳島 太郎

代理人 住所 ○○○○
氏名 阿波 次郎

徳島県立保健製薬環境センター所長 殿

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないものなど

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入

「代理人」と記入(無い場合は無効)

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ内容を記載すること。

役職名の記載が無い場合又は申請時の役職名と異なる記載の場合は無効(含個人事業者)

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県立保健製薬環境センター所長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、
を代理人とし徳島県が令和 年 月 日
に執行する『微小粒子状物質（PM_{2.5}）炭素成分分析業務』の入札に関する一切の
権限を委任します。

委 任 状

徳島県立保健製薬環境センター所長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名(支社・支店名等)を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和 ○○年 ○○月 ○○日に執行する『○○○○○○』の入札に関する一切の権限を委任します。

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

業務名：微小粒子状物質(PM2.5)炭素成分分析業務

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内容	

委 託 契 約 書 (案)

委託者徳島県(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、微小粒子状物質(PM2.5)炭素成分分析業務の実施について次のとおり契約を締結する。

(委託業務の目的)

第1条 甲は、次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託業務名 微小粒子状物質(PM2.5)炭素成分分析業務
- (2) 委託業務の内容 別添の微小粒子状物質(PM2.5)炭素成分分析業務仕様書のとおり

(委託業務の内容)

第2条 乙は、別紙仕様書に定めるところにより委託業務を実施するものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和 年 月 日から令和7年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、金 円とする。(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)とする。

2 前項の「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の内容の変更)

第6条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において委託料、委託期間又は重要な委託業務内容(別紙の仕様書の内容)を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の完了報告)

第7条 乙は、委託業務の実施を完了したときは、速やかに委託業務完了報告書(以下「完了報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第8条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第9条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(契約解除等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は乙に賠償を請求することができる。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県立保健製薬環境センター
所長 相原 文枝

乙